歴史的建造物(「歴建」)の保全・活用の推進について

平成29年9月21日(公社)日本建築士会連合会

歴建の現状

歴建の存在はほぼ明らか。文化庁実態調査等(専門家独自調査を含む)による。

歴建は、利活用しないと、適切な保全は困難。

- →建造物については、建造物としての利活用が文化財の保護に資することを法律に明記。
- →基本計画等に反映し、適切に保全・活用することが課題。

問題は、

① 歴建の価値について、その多くは、所有者や自治体の関心度が低く、現状維持(放置)され勝ち。特に、自治体の関係職員は不足し、適切な保全・活用に関する情報提供が充分にできていない状況。この不足を民間で補完することが課題。

建築士会は、

① 建築士法に規定される法定団体(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定する公益社団法人、又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する一般社団法人)で、歴建の保全・活用を核とするまちづくりで、地域に貢献する意欲と実績があり、全国の建築士会は、そのための専門家として養成した人材(ヘリテージマネジャ(「HM」)等)を擁している。

建築士会・HMの活用策は、

- ① 建築士会を、自治体の指定を受けて、特定歴建の保全・活用に係る相談・管理(掃除等)・ 提案等の事業を行い得るよう位置付ける。
- ② 建築士会等の HM 講習を文化財建造物の保護に資する専門人材育成として公的に位置付ける。
- ③ 建築士会登録の HM をみなし公務員として位置付ける。

参考:建築士会は、建築士法に規定する建築士登録名簿に係る指定登録機関 (秘密保持義務等)

第十条の八 中央指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、一級建築士登録等 事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 一級建築士登録等事務に従事する中央指定登録機関の役員及び職員は、刑法 (明治四十年法律 第四十五号) その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- ④ 建築士会(都道府県)に学識経験者等で構成する歴建保全・活用委員会(仮称)を設置し、 HM の相談・提案等に係る所要の助言・指導等を行う。
- ⑤ 歴建の保全・活用に係る国等の助成や一般の寄付について、公益法人としての本会を、 その受入れと執行の機関として運用し、当該保全・活用事業の効率的な執行に資する。
- ⑥ 災害時に、HM が行う歴建の被災調査について、災害救助法に位置付け、歴建の早期解体による歴史的資産の損失防止に資する。

参考 HM の養成状況-ほとんどの建築士会において、実施済みであるが、実施未定の建築士会は、青森・山形・山梨・沖縄士会であるが、法施行までには実施を働きかける。

参考 公益社団は本会及び17建築士会-福島、静岡、愛知、岐阜、富山、滋賀、大阪、 兵庫、広島、徳島、愛媛、高知、福岡、熊本、大分、鹿児島、沖縄

参考 熊本地震での歴建の被災調査・復旧支援に係る HM・熊本建築士会等の対応 一次被災調査 九州ブロック建築士会の相互支援協定に基づく各県士会の共同調査 文化財ドクター派遣事業(被災詳細調査-文化庁支援) 復旧支援事業(修理等詳細計画の作成等支援)-文化庁・熊本県支援)